

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (1割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	629
要介護2	659	7,038	704
要介護3	732	7,817	782
要介護4	802	8,565	857
要介護5	871	9,302	931

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0	300
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430	390
段階3②		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		
段階3③	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	430	1,360

※食費は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で食事をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	39
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	13
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	6
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	5
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	14
○ 安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	22

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	32
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	20
○ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	97
○ 入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	263
○ 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	6

)	助ノ区療機関性仍加昇	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	107
---	------------	-----------------------------	------	-------	-----

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
---	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

*日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑

説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

保証人 氏名

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (2割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,258
要介護2	659	7,038	1,408
要介護3	732	7,817	1,564
要介護4	802	8,565	1,713
要介護5	871	9,302	1,861

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	430	390
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430	650
段階3②		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下		

※良食は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で良食をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	77
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	26
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	11
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	9
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	28
○ 安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	43

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	64
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	39
○ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	193
○ 入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	526
○ 協力を医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	11

)	協力の医療機関に追加	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	214
---	------------	-----------------------------	------	-------	-----

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
---	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

*日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑

説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

保証人 氏名

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (3割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,887
要介護2	659	7,038	2,112
要介護3	732	7,817	2,346
要介護4	802	8,565	2,570
要介護5	871	9,302	2,791

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	430	390
		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下		
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	650
		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		
段階3②	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	430	1,360	
		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下		

※良食は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で良食をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	116
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	39
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	16
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	13
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	42
○ 安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	64

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	96
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	58
○ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	289
○ 入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	789
○ 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	16

)	協力の医療機関に追加	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	321
---	------------	-----------------------------	------	-------	-----

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
---	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

*日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑

説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

保証人 氏名

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (1割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	629
要介護2	659	7,038	704
要介護3	732	7,817	782
要介護4	802	8,565	857
要介護5	871	9,302	931

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0	300
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	430	390
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	650
段階3③		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	430	1,360

※良食は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で良食をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	39
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	7
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	13
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Iを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	22
個別機能訓練加算(Ⅲ)	IIを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施	+20	213	22
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	129
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	6
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	9
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態確認を厚生労働省に提出	+11	117	12
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等	+3	32	4
認知症専門ケア加算Ⅱ	厚生労働省の要件を満たした場合	+4	42	5

	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づきチームケアを実施。	+150	1,602	161
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		+120	1,281	129
○	夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	14
	夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置 ・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	20
	夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え	+16	170	17
	夜間職員配置加算(Ⅳ)	看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配置し、都道府県に登録している	+21	224	23
○	安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	22
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応をしている。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的に行う研修又は訓練に年1回以上参加していること	+10	106	11
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染発生した場合の感染制御等に関する実地指導を受けていること。	+5	53	6
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、介護助手等の活用により職員間の適切な役割分担を行っている。	+100	1,068	107
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省に提出	+10	106	11

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	32
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果を厚生労働省に提出	+10	106	11
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからなしに改善している。又は入所後尿道カテーテルが抜去されたこと。	+15	160	16
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテルが抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改善している。	+20	213	22
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しをし結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	299
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについて評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見直しを行う。	+3	32	4
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所後治癒したこと、又は対象の利用者に褥瘡発生がないこと	+13	138	14
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	20

○	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	97
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	Iを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に提出。	+110	1,174	118
	経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して支援	+28	299	30
	経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を作成して支援	+400	4,272	428
	経口維持加算Ⅱ	Iを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚士も加わり連携している	+100	1,068	107
○	入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	263
	外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、6月を上限に算定	+560	5,980	598
	再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が必要な場合、医療機関と施設管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	214
	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供	+70	747	75
	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供を実施	+250	2,670	267
	退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	492
	退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	492
	退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実施	+400	4,272	428
	退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	534
	ADL維持等加算（Ⅰ）	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月～6か月目にバーセルデックスを用いてADL値を測定。測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	32
	ADL維持等加算（Ⅱ）	Iの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平均が3以上であること	+60	640	64
	配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合。1回のみ (早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	348
		早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00	+650	6,942	695
		深夜に配置医往診。1回のみ 深夜：22：00～6：00	+1300	13,884	1,389
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合（死亡日45日前から31日前まで）	+72	768	77
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合（死亡日30日前から4日前まで）	+144	1,537	154
	①看取り介護加算（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合（死亡日前日及び前々日）	+680	7,262	727
	①看取り介護加算（Ⅲ）	施設看取り介護をおこなった場合（当日）	+1280	13,670	1,367
	②看取り介護加算（Ⅱ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（死亡日前日、前々日）	+780	8,330	833

②看取り介護加算（Ⅲ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（当日）	+1580	16,874	1,688
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	43
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	54
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	43
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	11
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	635
○ 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的で開催している事。	+5	53	6
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	107
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	257

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
--------------------	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

* 日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (2割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,258
要介護2	659	7,038	1,408
要介護3	732	7,817	1,564
要介護4	802	8,565	1,713
要介護5	871	9,302	1,861

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	430	390
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方		
		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	430	1,360

※良食は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で良食をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	77
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	47
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	13
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	26
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Iを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	43
個別機能訓練加算(Ⅲ)	IIを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施	+20	213	43
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	257
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	11
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	17
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態確認を厚生労働省に提出	+11	117	24
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等	+3	32	7
認知症専門ケア加算Ⅱ	厚生労働省の要件を満たした場合	+4	42	9

	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づきチームケアを実施。	+150	1,602	321
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		+120	1,281	257
○	夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	28
	夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置 ・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	39
	夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え	+16	170	34
	夜間職員配置加算(Ⅳ)	看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配置し、都道府県に登録している	+21	224	45
○	安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	43
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応をしている。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的に行う研修又は訓練に年1回以上参加していること	+10	106	22
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染発生した場合の感染制御等に関する実地指導を受けていること。	+5	53	11
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、介護助手等の活用により職員間の適切な役割分担を行っている。	+100	1,068	214
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省に提出	+10	106	22

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	64
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果を厚生労働省に提出	+10	106	22
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからなしに改善している。又は入所後尿道カテーテルが抜去されたこと。	+15	160	32
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテルが抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改善している。	+20	213	43
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しをし結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	598
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについて評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見直しを行う。	+3	32	7
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所後治癒したこと、又は対象の利用者に褥瘡発生がないこと	+13	138	28
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	39

○	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	193
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	Iを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に提出。	+110	1,174	235
	経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して支援	+28	299	60
	経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を作成して支援	+400	4,272	855
	経口維持加算Ⅱ	Iを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚士も加わり連携している	+100	1,068	214
○	入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	526
	外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、6月を上限に算定	+560	5,980	1,196
	再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が必要な場合、医療機関と施設管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	428
	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供	+70	747	150
	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供を実施	+250	2,670	534
	退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	983
	退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	983
	退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実施	+400	4,272	855
	退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	1,068
	ADL維持等加算（Ⅰ）	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月～6か月目にバーセルデックスを用いてADL値を測定。測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	64
	ADL維持等加算（Ⅱ）	Iの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平均が3以上であること	+60	640	128
	配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合。1回のみ (早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	695
		早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00	+650	6,942	1,389
		深夜に配置医往診。1回のみ 深夜：22：00～6：00	+1300	13,884	2,777
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日45日前から31日前まで)	+72	768	154
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日30日前から4日前まで)	+144	1,537	308
	①看取り介護加算（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日前日及び前々日)	+680	7,262	1,453
	①看取り介護加算（Ⅲ）	施設看取り介護をおこなった場合(当日)	+1280	13,670	2,734
	②看取り介護加算（Ⅱ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（死亡日前日、前々日）	+780	8,330	1,666

②看取り介護加算（Ⅲ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（当日）	+1580	16,874	3,375
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	86
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	107
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	86
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	22
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	1,269
○ 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的で開催している事。	+5	53	11
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	214
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	513

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
--------------------	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

* 日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

介護老人福祉施設
いなぎ正吉苑

料金表 (3割負担)
1・基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,887
要介護2	659	7,038	2,112
要介護3	732	7,817	2,346
要介護4	802	8,565	2,570
要介護5	871	9,302	2,791

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	朝：396 / 昼：792 / 夕：462
段階1	生活保護受給者		0	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0	300
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	430	390
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	650
段階3③		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	430	1,360

※良食は朝・昼・夕の1食ずつ算定となり、施設で良食をしない場合は必ず申し出をお願いいたします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	116
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	71
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	58
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	20
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	39
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Iを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	64
個別機能訓練加算(Ⅲ)	IIを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施	+20	213	64
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	385
○ 精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	16
○ 看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	26
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態確認を厚生労働省に提出	+11	117	36
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等	+3	32	10
認知症専門ケア加算Ⅱ	厚生労働省の要件を満たした場合	+4	42	13

	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づきチームケアを実施。	+150	1,602	481
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		+120	1,281	385
○	夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	42
	夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置 ・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	58
	夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え	+16	170	51
	夜間職員配置加算(Ⅳ)	看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配置し、都道府県に登録している	+21	224	68
○	安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	64
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応をしている。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的に行う研修又は訓練に年1回以上参加していること	+10	106	32
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染発生した場合の感染制御等に関する実地指導を受けていること。	+5	53	16
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、介護助手等の活用により職員間の適切な役割分担を行っている。	+100	1,068	321
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省に提出	+10	106	32

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
○ 初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	96
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果を厚生労働省に提出	+10	106	32
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからなしに改善している。又は入所後尿道カテーテルが抜去されたこと。	+15	160	48
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテルが抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改善している。	+20	213	64
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しをし結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	897
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについて評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見直しを行う。	+3	32	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所後治癒したこと、又は対象の利用者に褥瘡発生がないこと	+13	138	42
○ 療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	58

○	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	289
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	Iを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に提出。	+110	1,174	353
	経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して支援	+28	299	90
	経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を作成して支援	+400	4,272	1,282
	経口維持加算Ⅱ	Iを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚士も加わり連携している	+100	1,068	321
○	入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	789
	外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、6月を上限に算定	+560	5,980	1,794
	再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が必要な場合、医療機関と自施設管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	641
	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供	+70	747	225
	退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供を実施	+250	2,670	801
	退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	1,474
	退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	1,474
	退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実施	+400	4,272	1,282
	退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	1,602
	ADL維持等加算（Ⅰ）	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月～6か月目にバーセルデックスを用いてADL値を測定。測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	96
	ADL維持等加算（Ⅱ）	Iの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平均が3以上であること	+60	640	192
	配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合。1回のみ (早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	1,042
		早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00	+650	6,942	2,083
		深夜に配置医往診。1回のみ 深夜：22：00～6：00	+1300	13,884	4,166
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日45日前から31日前まで)	+72	768	231
	①②看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日30日前から4日前まで)	+144	1,537	462
	①看取り介護加算（Ⅱ）	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日前日及び前々日)	+680	7,262	2,179
	①看取り介護加算（Ⅲ）	施設看取り介護をおこなった場合(当日)	+1280	13,670	4,101
	②看取り介護加算（Ⅱ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（死亡日前日、前々日）	+780	8,330	2,499

②看取り介護加算（Ⅲ）	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算（Ⅱ）を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合（当日）	+1580	16,874	5,063
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	129
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	161
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	129
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	32
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	1,903
○ 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的で開催している事。	+5	53	16
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	321
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	769

<介護職員処遇改善加算> ※令和6年5月31日にて算定終了し、下記新設処遇改善加算へ移行

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数
--------------------	-------------------

<介護職員等特定処遇改善加算>

○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数
○ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和6年6月1日より算定開始

○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
○ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

* 日常生活費・その他の料金(別紙)

10/1/2024 現在

